

時事彙報

我士民に海外移住を勧告す
人民の國土より住居をもるゝ魚の水中より在るが如玄大海に
大魚を生玄小池より小魚を生ずるは無論、その水は量の
割合に従ひ魚の數少あければ善く成長し衆魚群集すれば
其運動鍛くして發生早きのみあらず甚だしきに至て
ハ斃るゝもの多し夏時庭園の泉水に金魚を飼ふ人の實
驗する所なり今我日本國を見るふ國土測量すれば地理
上に小なるに非ず、富源求れば天然に無きに非すと雖

前節より云へる如く小池に衆魚群集すれば相互に其發育
と妨るれ道理に等しく今の士民は日本と名くる貴社會
小群集して相互に生活を争ひ又隨て相互に妨るものな
るが故に其一部分を外より移せば内に一部分丈けの餘地
を生じて跡より殘る者の生活も稍や寬あると得べ志外より
出る者は外に利を得て内に居る者も亦内の利あり一舉
兩益がら利するの海外移住ふして何ぞ之を愛しむに足
りんや我輩は斷して其利を語る者なり

明治十七年太政官第百貳號達ニ基キ判事登用ノ爲メ當省ニ於テ來ル十月一日ヨリ試験舉行候餘志願ノ者ハ左ノ條項相心得來ル八月三十一日マテニ願出ツ可シ但右日限後ハ願書ヲ受理セス

メ第二號書式ノ履歴書ヲ添フ差出ス可シ○第二條 官廳ニ勤仕スル者ニテ試験ヲ受ケントスル者ハ長官ノ允許ヲ受ケ其允許書ヲ試験願書ニ添フ可シ○第三條 一タヒ官廳ニ奉職シ免官ト爲リタル者ハ其辭令書ノ寫ナ試験願書ニ添フ可シ○第四條 徹兵現役ニ該ルヘキ者ハ出願スルヲ得ス○第五條 左ニ掲タル者ハ試験ヲ許サス 一 丁年未満ノ者、一 品行方正ナラサル者、一 身代限ノ處分ヲ受ケ負債ノ辨償ヲ終ヘサル者、一 重禁錮一年以上ノ刑ニ處セラレシ者、一 重禁錮二年未滿及ヒ輕禁錮一年以上ノ刑ニ處セラレ其刑期ノ終リシ日ヨリ五年ヲ經過セサル者、一 盜罪贓罪詐欺販賣財ノ罪ニ付キ刑ニ處セラレシ者、一 貨幣偽造ノ罪印章文書偽造ノ罪及ヒ偽證誣告ノ罪ニ付キ刑ニ處セラレシ者、一 賭博犯ニ付キ懲罰一年以上ニ處セラレシ者、一 懲戒ニ依テ免官ト爲リタル者○第六條 試験ノ方法ハ筆記口述ノ二様トス但筆記試験ニ不合格ナル者ハ口述試験ヲ爲サス○第七條 試験合格ノ者ニハ及第證書ヲ附與スヘシ○第八條 試験及第者ヲ登用スルニハ先ツ判事試補ヲ命シ一箇年以上始審裁判所ニ試用シ判事定員ノ缺アルニ隨ヒ其本官ニ任セラルヘシ但シ時官コト能ハサル場合ニ於テハ及第者中ニ就キ之レヲ選用

○三國製造品の優劣 左の書翰ハ英國リバーブールの
域る商會より東京の某商會に寄送したるものあり以て
獨英佛の商人が互々商賣に競争するの有様を見るに足
れり

拜啓近來日本にて諸器械及び蒸氣用ヒ諸器具を買入
るゝに英國產は獨逸佛蘭西產に比しく其價廉あるべ
故に隨て其品質も右兩國產の如く良好ならずとの說
行はるゝやに承り候全体此等は說は實に想像に謬説
あるが故ふ此謬説と辨明にするは當る英國より於て同
品と販賣する者の利益あるのみならず蓋て購求者た
る日本人の利益と被存候抑も獨逸に於て製造する右
諸品は(ニ)三の例外の物もなきに非れども概して申せ
ば其品質大よ英國產に及ばず又獨逸の製造品は英國

製造人の製造品と模したる物なるが故に既に陳腐に屬したる品を製するに多く必竟獨逸の如き近頃此等の諸品を製造し始光たる國は多年の習慣よりて英國人を蓄へ得たる熟練と經驗なきに因る事と奉存候而して其射利の點に至つては甚だ敏捷なるものにして鹿末の品を良品と詐稱して販賣を試みんとする。ふとあり殊に東洋に於て彼等が販路を擴張を得たるに該地方駐在の觸外外交官が外交政界の秘訣を利用して助力をたるものと與つて大に力ある所に御坐候佛國は稍や是と異ありて仮令ひ其製造品は少しく藝術形たるに誇りを免れずと雖ども品質と選擇をもるゝ同國人の注意する所なるが故に其製品は實用に適すれども只だ代價の點に至つては甚ざ高價にして英國品の廉あるに若かず斯く佛國產の高價なる其因原二あり第一佛國の如き保護政策を實行する國に於てハ英國の如く自由貿易の主義を採用する國に比してハ其價高からざると得す第二佛國の諸器械製造家と英國は如く専門の製造を職とせず一個の製造家にして種々の器械と製造するが故に深く製造品も注意して之が改良を爲そよど能は毛又職工品質等も注意して廉價より製造と爲そことを能はざる譯に御座候勿論英國内に於ても隨分評判悪しき製造人もなきより非されども此等の製造家に注意して丁寧實直の製造家に依託をべきと我輩商會の義務あれを注文を受けて後に至り詐りて粗品を送るが如き事ハ決して致さず要するに當國製造事業の有様は貴國より歐洲に渡航して實地を巡視來たる人々に御聞紀もありても判然可致候顧首〇東京府學務課長は諭達 東京府學務課長は此程府下各私立小學校主と召集を教育上に歸玄諭達したる由は已に本紙上より記載せしが今其諭達の要領と聞くに現今府下小學校の状況ハ其公立より係る者と教育制度の改正と共に追々面目と改めて進歩するの傾向あるも其私立又は獎勵上の異なるより此差違と生ずることもわるべけれども其最大原因は近時府下人民が成るべく其子弟として完全ある教育を受けしめんとするの念を生じ彼此を比較し遂に私立を去りて公立に入らむる者益々多きが爲先ありと謂はざると得ず斯く人民が完全の教育と期する以上は私立學校たる者は務めて其教育法の改良を計畫せければ漸次世上の信用を失ふ終に閉校休業するに至るべく府下學齡兒童の多き公立學校のみにてハ樂より容易に足らざれば一方より教育を獎勵するト同時より私立學校の教育法と改良をもは今日の必要あり今教育法を改良せんとせを先づ其教員を改良せざる可らず然るに從來私立學校教員の中より公私との間自ら進て相當の學識を備ふる事と期すべく又現今私立校は概して狹隘なる上教室の區割窓戸に配置其宜を得ざるが爲め教授上の不便のをあらす衛生上にも適せざる者少からず書籍器械に至ては掛黒板も尙且備へ漸次其歩を進み校舎を新築する毎に其に應分を改め次第に完全の域に達すべし尤も前述に如き整備ハ樂より容易の事業にあらざるも已に學校を開設し兒童教育の責任を負ふ限りは早晚是非とも實施せざる可り少ざる要件なれば學事改正の際豫め一言を述べて諸君の注意を望む云々との趣意なりしと

文部省檢定済

本多錦吉
改正
頃版

邵先生編
卷之四

小學畫手本

地所拂下廣告

京橋
第一地坪
一千四百二坪
右地所入札ヲ以テ拂下候條
之者ハ當局用度課一就キ

文部省檢定済小學校教科用書

栗田直簡
栗田勸編
新刻日本史略
訂正再版
全二冊

一 西班牙水印